

判決年月日	平成18年12月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成18年（ネ）第10003号		

○ 特殊法人の従業員が開発部員として在職中に作成した一連のプログラムのうち、若干の単純な数式による計算をFORTRAN言語で表現したプログラムについては著作物性を否定するとともに、海外研修期間中に作成したプログラム、法人の認可がないままに作成したプログラム、その他のプログラムについて、法人の具体的な指示あるいは承諾がなくとも、業務に従事する者の職務の遂行上、その著作物の作成が予定又は予期される限り、「法人等の発意」の要件を満たすとして、職務著作の成立を認めた事例

（関連条文）著作権法15条

本件は、Y1の職員であるXが、Y1の前身であるJに、開発部員として在職中に関与した一連のプログラムについて、Y1及びY2（プログラムの作成支援会社）に対し、XとYらとの間において、主位的に、著作物目録記載の各プログラムについてXが著作権及び著作者人格権を有することの確認、及び、その一部については、さらに二次的著作物に係る原著作者の権利を有することの確認を求めた事案である。原審は、本件プログラム4, 5, 1, 2, 6及び3については、Xが創作したものではなく、仮に、Xが創作したものであるとしても、上記各プログラムは、いずれも、Jの職務著作が成立し、Jの権利義務を承継したY1に著作権があるとして、Xの請求をいずれも棄却し、本判決も、以下のとおり判示して、Xの控訴を棄却した。

まず、若干の単純な数式による計算をFORTRAN言語で表現したプログラム（本件プログラム11）について、「本件プログラム11は、全体として表現に選択の余地がほとんどなく、わずかに表現の選択の余地のある部分においても、その選択の幅は著しく狭いものであるから、上記計算式を基礎にFORTRAN言語でプログラムを作成しようとする場合、本件プログラム11のようになることは避けられず、作成者の個性を反映させる余地はないものとして、その著作物性は否定すべきである。」と判示して、その著作物性を否定した。

その余のプログラムについて、「『法人等の発意』の要件については、法人等が著作物の作成を企画、構想し、業務に従事する者に具体的に作成を命じる場合、あるいは、業務に従事する者が法人等の承諾を得て著作物を作成する場合には、法人等の発意があることに異論はないところであるが、さらに、法人等と業務に従事する者との間に雇用関係があり、法人等の業務計画に従って、業務に従事する者が所定の職務を遂行している場

合には、法人等の具体的な指示あるいは承諾がなくとも、業務に従事する者の職務の遂行上、当該著作物の作成が予定又は予期される限り、『法人等の発意』の要件を満たすと解するのが相当である。」とした上で、いずれも職務著作の成立を認めた。

特に、Xの海外研修期間中に作成したプログラム（本件プログラム12）については、「Xの研修期間中の職務についてみると、Xは、Jの海外委託研修生であり、留学前、あらかじめ、CNE Sにおける研修の内容、研修の効果を記載した『海外研修計画』を提出していたのであるから、Xの研修中の職務は、上記『海外研修計画』に沿った研修であるところ、研修の内容として、『CNE Sで計画中のプロジェクトに関する調査研究』の一つとして『アリアンロケットで打上げられる人工衛星の解析運用ソフトウェアのシステムに関する調査研究』があり、ランデブー解析プログラム『TAKAKO』とともに作成された『CNE S計画のSOLARISプロジェクトのためのアプローチフェーズ・ランデブーの予備的ミッション解析』と題する論文においては、Xの留学前の身分である『衛星設計第1グループ技師』との肩書を付しており、さらに、カルマンフィルタによる解析プログラムについて海外研修の成果として報告していたのである。そうすると、ランデブー解析プログラム『TAKAKO』にサブルーチンとして包含される本件プログラム12の作成は、上記『海外研修計画』の記載から、Jにおいて、Xの研修の成果として予定又は予期し得るものであったというべきである。」と判示した。

また、Jの認可がないままに作成したプログラム（本件プログラム13）については、「Xによる本件プログラム13の作成を、Jが認可していなかったとしても、Xの職務の遂行上、その作成が予定又は予期されるものであったと認めるのが相当であり、『法人等の発意』の要件を満たすものというべきである。」、「Jにおいて実用衛星及び地球観測衛星を除く人工衛星の開発は、多角的に進められ、その中からJ内部での取捨選択により認可するもの認可しないものがあったとしても、そのすべてがJの業務であって、Jにおいて認可されなかったからといって、Jの業務から切り離されて、Xの職務との関連性が否定され、私的なものとなるわけではない。しかも、上記のとおり、J内部で、カルマンフィルタを用いるより定係数線形フィルタを用いるべきとするのが優勢であったため、Jが、その政策的な判断により、カルマンフィルタに係るXの提案を採用しなかったからといって、カルマンフィルタの研究やプログラムの作成が否定されているものでない」と判示した。